

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和3年度 第1回松坂城跡整備検討委員会
2. 開催日時	令和3年7月1日(木) 午前10時30分から午後1時30分
3. 開催場所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部文化課 担当者：寺嶋 電話 0598-53-4393 FAX 0598-22-0003 e-mail <a href="mailto:bun.div@city.matsusaka.mie.jp">bun.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

### 報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について
- (2) 令和2年度事業について
- (3) 令和3年度事業の確認について

### 協議事項

- (1) 令和3年度事業について
- (2) 園路整備について

### 現地指導

### 議事録要約

別紙

令和3年度 第1回松坂城跡整備検討委員会 出席者氏名

日時：令和3年7月1日（木）午前10時30分から午後1時30分まで

場所：松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室

（敬称略）

区分	氏名	所属等	備考
委員長	千田 嘉博	奈良大学教授	城郭史
副委員長	門 暉代司	松阪市文化財保護審議会会長代理	文献史
委員	河北 秀実	元三重県埋蔵文化財センター所長	考古学
	小澤 毅	三重大学人文学部教授	考古学
	西形 達明	関西地盤環境研究センター顧問、関西大学名誉教授	土木工学

区分	所属等	氏名
オブザーバー	三重県教育委員会社会教育・文化財保護課	水谷 侃司
	三重県埋蔵文化財センター所長	竹田 憲治
	蒲生氏郷公顕彰会会長	高島 信彦

区分	所属等	役職	氏名
関係部局	松阪市建設部土木課	公園担当主幹兼公園係長	宇田 寛之
	〃 〃 都市計画課	景観担当主幹兼景観係長	松野 直樹
	〃 〃 営繕課営繕係	営繕係長	佐野 真司

区分	所属等	役職	氏名
事務局	松阪市産業文化部	部長	内山 次生
	〃 〃	文化・観光交流連携担当参事 兼文化課長事務取扱	川村 浩稔
	〃 〃 文化課	文化財担当監	松葉 和也
	〃 〃 〃	文化財担当主幹兼文化財係長	中尾 珠巳
	〃 〃 〃 文化財係	主任	寺嶋 昭洋
	〃 〃 〃 〃	主任	高山 剛将
	〃 〃 〃 〃	係員	横山 知華子
	〃 〃 〃 文化財センター	係員	土屋 博史

傍聴者：1名

欠席者：内田 和伸 委員

# 令和3年度 第1回松坂城跡整備検討委員会

## 議事録(要約)

日時：令和3年7月1日(木) 10:30～

場所：松阪市教育委員会事務局2階  
教育委員会室

### 3. 報告事項

#### (1) 前回の協議内容の確認について【資料1】

事務局：【資料1】を説明

委員長：この資料について、修正すべき点などご指摘ございましたらお願いします。  
全員の発言者の名前が分かるようにしておいたら良いと思うのですが。

事務局：確認、検討させていただきます。

委員長：他にございませんか。それではご承認いただいたということで、正式な議事録とさせていただきますと思います。

#### (2) 令和2年度事業について【資料2】

事務局：【資料2】を説明

委員長：計画したように色々進めていただいているという状況を示していただいています。  
それでは(2)について、報告を承ったということに致します。

#### (3) 令和3年度事業の確認について【資料3】

##### ①発掘調査の概要について【資料3-1】

事務局：【資料3、資料3-1】を説明

委員長：まずはトイレの建替え工事のための現状変更許可判断に必要な発掘調査についてご報告をいただきました。

委員：トレンチの②、③、④、⑧に出てくる礎石は、全て原位置から動いているという判断ですか。

事務局：明治期のものと判断いたしました。その位置は保っていると思われ、城郭に関連

する建物の礎石ではないと考えています。

委員：③の礎石の下には根石と書いてあるところもありますし、④にしても⑧にしても赤い線に食い込んでいると見受けられるのですが、それらも全て新しいという理解ですか。

事務局：そうです。礎石が江戸時代の面の上に乗っているというよりも、明治時代に建物を建てるにあたって据えた礎石が、一部江戸時代の面に入り込んでいる。掘削して据える、というようなことが行われていると考えています。

委員：江戸時代の礎石というのは、これまでに確認されていて。そういった掘り込みを行った上で据えているということが分かっている例がこれまでにあるのですか。

事務局：二ノ丸の調査履歴はございません。江戸時代の可能性のある礎石というのは今回の調査で初めて認識いたしました。それが、②の右側の深く据えられている方の礎石です。これが江戸時代の建物の礎石である可能性はあると考えています。

委員：理解しました。

委員：今回の調査で、明治以後であったとしても礎石が確認されたというのは非常に大きな成果だと思います。掘っているのかどうかという議論がありましたけども、礎石を据えるのには色々なやり方があります。一番丁寧なのは、土が軟らかければ土の上を少し掘るということはあるだろうと思います。土が硬ければ掘ることはないだろうと思います。いきなり礎石を据えるのではなくて、③のように根石というか栗石と言うべきか、それを底に置いて突き固めるという作業をする、というのが普通だと思います。栗石を入れて突き固めた痕跡があるのか、断面から確認することが必要かと思います。

委員：明治くらいだとすると、柱のサイズが分かるというケースがありますので、礎石の表面に柱の当たり痕が残っているかどうかの確認が必要かと思います。

事務局：現状で柱痕はないと判断していますが、改めて確認いたします。

オブザーバー：礎石が使われていた頃の地表面は確認できますか。

事務局：私が何回か確認した中で、これは旧表土だなと思えるところは見受けられません。

オブザーバー：ということは、一回削られているのかな。もう一度、土層を確認するときに、最終になるかもしれないけれど、何層か地上に出ていた層があるという仮定で、ここに線が引けるとか、その下から出ている遺物を検討するとか、そういうことをしていくのが大事かと思います。そういう意味で、例えば土の質とか、色とか細かく書いてもらっていますけども、土の説明、これはいつ頃のものを含んでいる、いつ頃の表土になる、というのを意識して調査の時に記録していったほうが良いかと思います。思い込みはいけません、仮説として入れていくのは良いと思います。

事務局：可能な限り、土層の説明を入れられるように、調査精度を上げていくように努力いたします。

委員長：いずれにしても江戸時代の建物の礎石か、あるいは明治以降のものか、どこがそれぞれ江戸時代、あるいは明治時代の遺構面か生活面か、というのは狭い調査範囲の中では難しいというところがあると思います。水道管をトイレの新設に合わせて入れ直すことになるのでしょうか。

事務局：はい。そのように予定しています。本丸上段にあるトイレは水量が不足していますので、管を一回り太いものにするとか、そういった必要も出てくると思います。

委員長：配管部分を全部発掘するのですか。

事務局：今回で、ある程度給水管のルートが分かってきましたので、既設の配管ルート上に敷設するなら職員が立ち会いながら作業を進めていくことになると思います。あるいは表土の攪乱部分で新たに入れてしまうということも一つの手かと思います。

委員長：今回の発掘の調査成果をご検討いただいて、史跡を守りながら配管を入れていただくということで、それはまたこの委員会にも諮っていただく、ということになるのですか。

事務局：予定としては、設計が出来てきた段階で皆様に見ていただくつもりです。それが委員会のタイミングになるのか、あるいは、早期に仕上がれば皆様に資料をお送りして、書面で承諾をいただくということもあり得ると考えています。

委員長：わかりました。色々なことが試掘で分かってきましたけども、新しい配管を、既存の配管を活かしながら入れていただくということになる。そのときには立ち会い

をして慎重に工事をしていただき、遺構をき損することがないように、場合によっては表土との間で、浅い位置に入れるように設計していただく、ということになっていくのですね。委員会になるか書面になるかは分かりませんが、このように発掘したので、ここは守る、ここは通して良い、ということ資料で示していただければと思います。

オブザーバー：今後のことですが、配管後の図面は残しますか。

事務局：国へ現状変更許可申請を提出するにあたり、図を添付するので保存されていきます。

委員：二ノ丸の部分ですけども、御殿があつて、明治10年に焼けて、その後は料亭があつたり、市の施設があつたりしました。それと並行して動物園舎が何舎かできるんですけども、その辺は確認されましたか。

事務局：トレンチの①の下段のコンクリートは、小鳥舎の基礎だと思われます。

委員：古い写真で、この辺に園舎が並んでいるようなものがあつたと思います。園舎によって、この辺はかなり攪乱されただろうと思います。

事務局：発掘調査の中での印象になりますが、委員のおっしゃるとおり、色々な攪乱がされていて、現代に近いところでかなり攪乱されているだろうと感じました。

委員：屋根瓦とか、遺物が全く出てこなかったのですか。

事務局：瓦片の出土はありましたが、乱雑に混じっている感じが否めません。

委員長：色々ご指摘を頂戴しましたが、調査区が狭いものですから、この狭い調査区だけでは評価することが難しいと思うのですが、色々なことが全体的な状況から分かってきた。江戸時代の遺構はもちろんのこと、近代の小鳥舎の基礎とか、今日までの松坂城に至る経緯が分かる遺構も出てきている。それらが史跡松坂城跡の本質的価値からは少し外れるかもしれませんが、松坂城跡の近代以降の変遷ということでは大切な情報であろうと思います。色々な図面と合わせて評価をしていただきたいと思います。

## ②支障木・危険木伐採について【資料3-2】

事務局：【資料3-2】を説明

委員長：色々な木が茂り過ぎていること、また石垣の安全を確保するのに支障が出ている。あるいは危険な木がたくさんあるということで、計画的に管理を進めている状況を示してもらいました。それでは計画通り進んでいることを報告により確認したということにいたします。

### ③石垣動態調査について【資料3-3】

コンサル：【資料 3-3】を説明。

委員長：早急に対応をしていく必要がある箇所について、間詰め石を補い、あるいはネットをかけていただきました。そしてガラス棒やゲージを設置して、石垣の動きを定期的に確認していただいて、今のところ大きな変動は現れていないというご報告がありました。

委員：計測結果をみせていただくと、石垣がほぼ安定しているということが分かるすばらしい計測をされている。2年弱くらい調査をされていますが、この間に石垣に大きな変状をきたすような地震や大雨といったものは無かったかどうか。そういう情報もここに書いていただけると非常にわかりやすく、変形が出てきた時も、原因がわかりやすいと思います。  
石垣 NO. 227 のネットは天端からかけましたか。計測点全面を覆う範囲ですか。

コンサル：石垣天端から裾までです。資料2の裏面の方に全体を俯瞰するような写真を掲載しました。裏面の左側一番下の写真が NO. 227 の石垣です。左がネットを掛ける前で、右が掛けた後の状況です。また、右側の一番上段が NO. 30 面の写真です。ネットは蛇カゴで押さえました。

委員：TS（トータルステーション）の場合というのは、地上の基準点の真上に据えるべきものが、2mmくらいの誤差が許容されて想定されている訳ですね。この2年近く測量された結果というのは、誤差の範囲であり、特に顕著な移動は無いという理解でよろしいですか。

コンサル：測量誤差であると考えています。

委員長：近年、石垣のレーザー測量をして、段彩図を見たり、石垣の基準点からどれくらい出ているかを見たり、あるいは石が内側に巻き込んでいるかを図化して石垣の変

形の様子というのを可視的に把握するということが行われるようになりました。ある例では、そういった記録を試験的に非常に古い時期に行っていて、近年撮ったものだけ見ると石垣は大丈夫なように見えるのですが、10年以上前に撮ったものと比較してみると石垣の基底部は前に出てきていて、天端は後ろに下がっているという変形が、実は全体としては起きている。このように継続的にデータをとることで、初めて石垣の状況というのも適切につかめるということだと思います。とりわけ、松坂城は石垣の直下を人が通らないといけないというところが非常に多いお城でありますので、石垣が崩れてくるとか落ちてくるとことは即人命に関わってくることになります。

委員：レーザースキャナーの場合は短期にやる必要はなく、10年スパンくらいでもやっておくのが重要かと思います。それで変状や間詰めが落ちているのかも分かりません。文化財としてのデータもそれで押さえられる。工学的なデータもある程度押さえられるということで、大変だとは思いますが、近い将来に一度そういうこともご検討いただいて、文化財としてのデータを蓄えるということも大切かと思いました。

委員長：費用のかかることでもありますので、またご検討いただければと思います。

委員：石垣測量は3Dスキャナーにしる、写真測量でも地上での作業ですから割とやり易い。数年に1回とか10年に1回程度でされたほうが、今後のためにはよろしいのではないかと思います。

委員長：石垣の動態調査については色々ご意見を承ったことを踏まえて今後も進めていただくということにしたいと思います。

#### 4. 協議事項

##### (1) 令和3年度事業について

##### ①石垣整備（修理）工事实施設計について【資料3-4】

コンサル：【資料3-4】を説明。

委員：図に入っている矢印の意味を教えてください。

コンサル：石材が回転している方向を示しています。

委員：現状の写真を見せていただくと、P5の上の写真の角石の下3つはいささか立って



いる。地盤が軟弱な場合にはよくこういうことが起こりますが、今回は下が岩盤であるということなので、ここで見えている一番下の石は安定していると思われます。つまりその上の石から回転していると思うのですが、3石目あたりから右上にきれいに隙間が連なっていて、ここで若干滑っている。その結果、南東面の方が膨らんでいるという状態になります。全体的に斜面としては南東方向に滑り出して、下から2石目のおしりが大きく持ち上がってきている。あるいはこれから変形が進むとすれば、下から2石目の石がどんどん上がってくる。そうすると、だんだん膨らんでくるということになってきます。原因は分らないですが、P5の上の写真を見ると若干積み石が滑りやすい方向に斜めにきれいに揃っているように見えますね。しかも丸い石が連なっているということで、南東方向に動きやすい状態になったのかもしれないですね。これはあくまでも想像の話ですが、写真を見てそう思いました。基本的には今のお話だと、その部分の積み直しはやらないで、少し状況を見たいということですか。

コンサル：隅角部から離れているところに関しましてはそのように考えています。

委員：根石の上の石をきっちり据え付けることと、積み直す時に栗石をできるだけきっちり積み上げる、という対策をとってください。これだけ動いていると、中の栗石が非常にルーズになっている可能性があると思います。最近は一石ずつ手で丁寧に積むようですので、なんとか頑丈なものができるのではないのでしょうか。強いて他の工法を使わなくても、伝統工法で良いかと思います。

委員長：隅石のおしりの上がってきているあたりは、やはり積み直して改善しなければいけない、ということです。

委員：P6の写真をご覧いただくと、上の方に石柱が立ってまして、かつてここに日露戦争の戦勝記念の大砲が安置されていた。それが戦争の時に金属回収で回収され、そのときはかなり掘削しているかもしれませんね。大砲の加重とか、掘削とかの影響があつてこのような孕みが出ているのかもしれないですね。

委員：孕みとかがあつて積み直すのは仕方がないかと思いますが、例えばP5のNo.20の石垣の、積み直しのラインに沿って、上から7石くらいは別に孕み出しも回転もないし、そこは積み直さないでもう少し積み直しを減らしても良いのではないかと、図面上では思いました。同じようにP6のNo.21についても積み直しのラインに沿って上段から8石くらいは積み直さなくても良いのではないかという気がします。

コンサル：積み直しの範囲についてはご指摘の通り、傷んでいないところも含んでいます。

隅角部の根石に近いところを解体しないといけないので、それを解体するためには、影響範囲としてはこのあたりではないか、ということで範囲を引かせていただきました。基本的には、できるだけ傷んでいないところは触らないということを原則として考えていますが、石積みは斜め下方向に力がかかっている関係上、どうしてもこの石を取ると上の石が動いてしまう、というところがあります。ご指摘の通り解体範囲を狭めることは、もしかしたら出来るかもしれませんが。施工の段階で上面から左右の当たりがどうなっているのかを確認しながら慎重に進めていく必要があると思います。

委員：わかりました。

委員：計画の解体範囲はできるだけ狭くしておいたほうが良いと思います。施工の状況によって、この1石はやはり外したほうが良い、あるいは安全上外すべきだ、ということもある。委員会ではなくメールでも、予定よりこれだけ余分に外しますという話を委員の先生方にして了解を得る、というのが良いと思います。計画としては小さめにとっておいた方が良いでしょう。

コンサル：わかりました。

オブザーバー：今後ですが、石垣の修理に合わせてさらに発掘調査はされるのですか。

事務局：実施設計に必要な調査は出来ていると思っています。あとは工事と同時並行でデータをとっていく調査というのはあると思います。

オブザーバー：石垣を外した場合は裏の状況を確認しながら出土遺物なんかも丁寧に見ていく、という調査はするということですね。

事務局：はい。

オブザーバー：天守台と比べるとこの部分は新しく思えるので、本丸の造成時期というのを押さえていくと、これから先の松坂城の解明という意味でも非常に重要な部分だと思います。解体したときの出土遺物とか、瓦とか、そのあたりをきっちり押さえていただいて、これからの解明に繋げていただけると嬉しく思います。

委員長：先ほど石垣の解体修理に伴う発掘調査のお話がありました。石を外していくときに

記録をとっていただくことは当然として、石垣の表をとっていただくだけではなく、背後に栗石層があります。資料 3-4 には石垣背後にどこまで解体修理の影響が及ぶかと記載されていませんけども、割合大きな範囲になると思います。そうするとこの部分については、平面の櫓跡の痕跡が残っていればその情報が失われることになるので、そこについては発掘調査が必要だろうと思います。

事務局：かつて調査している範囲も資料に落として、我々が調査した範囲と合わせてお示ししたいと思います。この部分はかつて面的にも掘ってしまって、建物の痕跡というのは現状では発見されていません。さきほど別委員からお話があったように、かなりの部分で攪乱があるということもかつての調査で分かっています。

委員長：解体修理は背面土を含めて地面を掘っていくということになりますので、過去に発掘をしていたとしても、影響のある範囲はやらなければいけないと考えた方が良くのではないかと思います。解体修理の範囲については図面を見ても、現地を見ても、いやもう1石右側だとか左側だとかはなかなか決められないところがあります。これを基準線として考えて、残せるものがあればなるべく残して解体範囲を狭める。それから解体してみて、築石が見えないところで大きく割れていたり、その石をなんとかせざるを得ないということが、解体してみて分かるというところがありますので、その場合は残念ですがこの線よりも何石か広げて新補石材に代えるのか石材そのものを補修するのかといった処置をとらなければいけないということも出てくると思います。今日の会議では、審議事項として、この解体の範囲は原案として認めて、現地を見学してそれを再確認する。進捗の実際の状況に応じては先ほどお話がありましたが、適宜解体範囲について報告をいただいて適正なものとなるように適宜判断していく。あるいは必要に応じては会議を開いていただく。というふうに進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

オブザーバー：県の埋蔵文化財センターも、近いところにありますので、もし何か急にということがあれば20分くらいで来ることが出来ます。石垣背面から古い石垣が出て来るということもあるかもしれない。

委員長：そういうこともあり得ますね。あとは、文化財に指定されている石垣を保存するという点ではなるべく解体範囲を小さくしたいということになりますが、一方で安心してお城を見学できるようにするために必要な範囲について修理をしなければならない。ということで両方のジレンマがありますので、解体の範囲は今日お示しいただいたものを基準にということにしたいと思いますが、どのように積み直すのかとか、どの程度石材の入れ替えが必要なのか、または解体した結果石材の

控えが非常に短くて元のように積んだのでは安定が確保出来ないのではないかと、実際解体する中で色々なことが見えてくると思いますので、今お話がありましたように機動的に対応して、良い石垣修理ができればと思っております。

委員：先ほど別の委員からの、なるべく範囲を少なくした案を出して、状況に応じて広がることはやむを得ないとするのが良いのではないかという意見について、委員長はそうではなくて、この原案で動いて、縮められる分があったら縮める、ということですか。

委員長：色々なお城で、どのような範囲を解体範囲とするかは多くの議論があります。図面上ではもう何石か内側に入れることが出来るのではないかと、ということを指摘することは出来るのですが、実際に石を観察すると、この石を残すと、もうこの下の石が取れない、ということがしばしば現場では起こります。この範囲というのは、そういったことを検討した上で最小限のラインを入れたという解釈ですので、一旦原案とさせていただいて、解体していった結果このラインよりはもう1石内側で大丈夫だということが分かってくれば、それはそのとき、なるべく内側に入れて、解体範囲は原則として少なくしていく、ということではいかがでしょうか。というのが委員長案でございます。よろしいでしょうか。このへんは非常に重要な石垣修理の原則ということになりますので、議事録などでもしっかりと録音をしていただくということと、石垣の修理は、先ほどの石垣全体の状況を見てもこれで終わることではなくて、今後も石垣修理をしていくことというのが出てくると思いますので、松坂城としてその度に修理の原則がぶれてしまうということは望ましくありません。基本的な考え方としては、今整理したようなことを原則として進めていく、それを市役所の中でも継承していってもらえたらと思います。

## ②トイレの建て替えについて【資料3-5】

事務局：【資料3、資料3-1】を説明

委員長：トイレの基本方針について、バリアフリーにしつつ、男性用、女性用を各1室という構造で、このようなデザインのイメージで、というのを先生方にご承認いただけるかどうか。トイレ2の方は男女別と多目的となっていて、トイレ1は多目的1室という案になっていますが、いかがでしょうか。

委員：上部構造についてはわからないのですが、水洗トイレにするときに地下のタンクとか、そういうものが付けられると思う。そのへんは大丈夫なのですか。

事務局：地下遺構を保護することは大前提となりますので、今後、発掘調査もして確認していきます。解体工事における速報的なものとして、今は水洗トイレで下水管接続になっていますが、下水接続前のトイレの痕跡を確認しました。二ノ丸のほうは1 m強、本丸下段のほうは1 mくらい、かなり深くまで便槽が掘り込まれていました。いずれも岩盤層を掘り込むくらい深くまで掘り込まれていたような状況が見えていますので、既存のトイレが立っていたところの下の遺構面は滅失していると思われま。その周りについては地層的な断面が見えていますので、できるだけ既存の建物の規模に抑えていく必要があるのかなと考えています。

委員：トイレ1とトイレ2は既存の下水管に直接接続すると解釈してよろしいですか。

事務局：はい。そうです。

委員長：ですから新しくリニューアルしても新たに遺構をき損することがない。また既存の排水にも繋がるので影響がない、ということでしょうか。

事務局：発掘調査もやっていきますので、詳細を見て実施設計に反映していきます。

委員長：それではトイレの基本的な考え方については委員会として了承したということで、今後具体的な設計などまたお示ししたいと思います。

## (2) 園路整備について【資料4】

事務局：【資料4】を説明

委員長：この件に関しては、これまでにずいぶん議論してきて、現状の園路はかなり傷んできているので補修を急ぎたいということ。管理用の車両と見学者の利用の区分けの問題、バリアフリーも十分ではなくどうしていくか。トイレだけがバリアフリーになっても、そこへ行く道にバリアがあっては機能を果たせませんので、その点からも検討が必要である。それから手すりを設置したいので、それがどのように、どの範囲に、というのが論点ではないかと思。手すりをどこに設置したいかという案は図面が出ていましたか。

事務局：今回の資料には無いのですが、石段部分です。ルート1上にある石段に設置したいと考えています。これまでの委員会でお示したものです。

委員長：ルート1、南からくる道の石段には手すりを付けたい、本丸まで、というのが事務

局の案ですね。資料の最後で各地のお城の例をお示しいただきましたけども、このような木製のものを置くというのが基本的な考え方でしょうか。

事務局：手すりの必要性をお認めいただけるということでしたら、次はどのようなイメージなのかということになってくるかと思ひまして、この資料を最後に用意しました。現状は地下遺構のことを考えると置き式ということが念頭にありますが、それらもご意見頂戴できればと思ひます。

委員長：そうですね。それも、委員会の審議によるということでございます。

委員：石段といった場合、例えば写真9も石段ですが、これにも手すりが付くのですか。どの程度の勾配のものまで設置し、これくらいならしないとか、そのあたりの基準は今後検討するのか。この委員会ではまず設置と認めるか認めないかだけを検討するのか。

委員長：写真9は3段くらいしかありませんが、ここも設置するのですね。

事務局：はい。

委員：写真9の石段には要らないように思ひますけども。機械的に何でも付けることは、いかななものかと思ひます。必要があるから付けるのであって、必要性が希薄なものまで付けることは硬直的ではないですか。

委員長：手すりが必要かどうかというのは、この委員会でもかなり否定的なご意見もあつたと思ひます。かねてから市役所としては付けたいということで、確かにルート1の写真9のようなところに本当に要するのかということは、私自身もそう思ひます。以前の会議の中で、車椅子の方がどこまでどういうふうに、この松坂城をご覧いただくかという計画、車両がどこまで上がることを許可するのか、車両が通れば単純な自然色舗装では車の重みで割れてすぐに傷んでしまうので、どのように園路の処理をするかということも変わってくると思ひます。本丸で急病人が出るとか、色々なパターンはあり得ると思ひますが、そうすると救急車両が全然お城に入れないということになると、これは良くないだろうと。車の入るルートを確認しておくことは、維持管理上、樹木の管理等を考へても必要だと思ひます。ただ、ルート2の写真6などは売店に関わる方の車かと思ひますが、こういった城内の車の通行が、どういう基準でどう許可されているのかというのは、色々問題があるのではないかと思ひます。以前の会議でも、園路計画でそれぞれの道がこうだということ

交通整理した上で、必要なところの手すりを考えましょうという話だったと記憶しているのですが。

事務局：まずルート1については、車両の通行はできません。そこは歩行者のルートと考えていて、石段部分については手すりを付けていきたいと考えています。ルートをいくつか分けていますが、石垣の修理も鑑みながら、一気にではなくて順次やっていくこととなります。車両が通るのは資料4の点線ですが、こちらに関しては石段というのはありませんので、簡易な舗装をして修繕していきたいと思えます。

委員長：そういう図面を作らなければいけなかったのではないのでしょうか。現状の園路については分かるのですが、それぞれの園路がどういう役割を果たしていて、どういう使い分けをして、車を通すのはどういう場合にどこまで通すのか。例えば写真6のように、売店の横に車が駐車するということが常態化しているというのは、史跡の使い方としては極めて不適切なのではないのでしょうか。ここを駐車場として整備した記憶はありません。

事務局：不特定多数の方が車で入っていくという状況にはありません。この写真に写り込んでいるのは売店の関係車両です。

委員長：車両の乗り入れについて、市はどのような許可を出しているのですか。特別な許可証を発行しているのですか。

関係部局：売店の運営は公募によるもので、売店の経営者には通行許可証を発行しています。その他では工事に関わる作業車、公園の維持に関わる車両について許可証を発行して、通行を許可している状況です。

委員長：車椅子の人が或るところまで車で行きたいという時は、どうしたら良いのですか。

関係部局：これまでは例がありません。もし車両を入れていくことになれば、いつ見学するというご連絡をいただいて、許可証を出して鍵をお貸しして、入っていただくという形になると思います。

委員長：それはまずいのではないのでしょうか。特定の人には車の乗り入れを許可していたけれども、一般の国民が史跡を見に行きたいというときに国の史跡でそういう運用をしているのは。そういう申し入れをしなさいということは、たぶんどこにも告知していないのでしょうか。それは松阪市が国の史跡としての松坂城跡を国民に開いて

いこうという意識が決定的に欠けていたということです。車椅子まではいかなくても手すりがあれば、上がれる人に見てもらおうという市役所の意向はわかりませんが、手すりのことだけに特化しすぎです。もっと全体の動線の計画を考えて、車椅子の人にはどういうことができるのかを考えたら、その度に車椅子の人が事前に許可をとって通行証をもらってなんて、健常者とすごい格差が生じている。それが良いとは思えない。そういったことをどうしていくか、という理念が最初にあって、その中でここは手すりを付けようとか、ここは車をこのように通ってもらおうということになる。例えば最終的な天守台のところも車椅子の人に見ていただくのだということになれば、色々なお城でやっていますけどもデッキのスロープを作って、上がっていただくようにするのだとか。そういう動線計画を提案して欲しい。

オブザーバー：園路の整備というのが漠然としすぎている。車両が通れる箇所があるなら、安全対策として看板で示すという必要もあると思います。この図面だけみても雨水の流れが分からないので、排水の図面も欲しい。高低差、水の流れがわかるような図面を提示して欲しい。それらを区分した4～5枚がひとつになって、全体を企画する。そういった手順を踏まない。資料で表現している内容は分かるけれど、素人でもわかるような提案をして欲しい。もうひとつは、市民一般を対象とすると、手すりも含めて安全安心が大切。動線を確保すること、トイレや休憩所だけでなく、緊急時にはここが通れますよといったこともわかるようにして欲しい。質疑が出たときに返答できる資料を事務局として提示すべきではないですか。

委員：オブザーバーが言われたように、園路整備をするにあたっては同時に排水計画を一緒にやっていく必要があると思います。

事務局：排水計画については以前から話が出ていて、事務局でもまとめつつあります。もちろん本格的な園路整備をしていくには必要なことと考えております。排水計画や発掘で遺構の確認も合わせてやっていくと、非常に時間がかかるということも委員会の中でご指摘いただいています。その中で補修等やれることをやっていかなければならないということで、簡易舗装で傷んだところを直していきたいということ。それから特化しすぎると指摘をいただいておりますが、手すりを設置していくということ。現状では置き式になるのではないかということで仮設的な役割で考えています。

委員長：この議論はずいぶん長くて、委員会として指摘していることは、ほぼ同じことを繰り返していると思います。全体の道、車が通る管理用道路も要るし、本来の歴史的



な道を活用して園路として整備していく道もある。各曲輪をまわっていただくための横へつなぐ道もあるだろうということで、史跡の整備ですから、それらの園路計画というのをしっかり立てましょう。その中でこの道のところが、松坂城の場合は排水のルートともなっているのので、排水との関係が成り立っているかどうかを考えましょう。それから、手すりのことがきっかけになって従来のように健常者が松坂城を見学するというだけではなくて、色々な方にご覧いただくためには、単に路面を舗装するというだけではなくて、さらに手すりとそれ以外にも必要なものがあるのではないかと。例えば階段だけでしか天守へ行けないのであれば、何かの方法で解決すると考えるのか、階段で行ってもらいますということにするのか、という原則ですね。松坂城跡をどういう人に見ていただきたいのかということをして市としてどう考えるか、どう判断していくかということが問われていることです。ですから、そういう図面を作って、そういう提案をして欲しいのです。現状の道がこうだということは、もう知っています。路面が荒れていることも知っています。そういった意味では、欲しいのはこの資料ではない。そうではなくて、どういうふうに松坂城を見てほしいのか。それと、今日説明のあったトイレは結びついていて、それにサイン計画がついてくる。歴史的景観を取り戻すためにこの木は切りましょう、石垣を見せましょうとか、水処理は排水路を道の整備と合わせてやっていくとか。今日も今から見に行ったら、天守の中は水がたっぷり溜まっているでしょう。つまり排水が上手くいっていないのです。だから道を整備するなら、合わせて水をどう排水するのかを考えなければいけない。あんなに水が溜まったら遺構にだって良くない。それをどうするのかという案がここに出てこない、手すりだけどうでしょうかとか、傷んだ舗装だけ仮ですからやっていいでしょうかと、言われても、そのへんの道路とは違うのです。ここは史跡の中なので、提案する資料が足りていないと思います。委員の中で市役所の言うとおりにやっておけばいいという方はおられますか。おられませんので、この資料は出し直してください。もう長くやっているのですから、そろそろ結論付けましょう。よろしくお願いします。

## 5. その他

### (1) オブザーバーについて

事務局：松坂城跡を守る会の新しい会長に次回からオブザーバーとして参加していただきます。

### (2) 次回委員会について

事務局：9月末までに開催したいと考えており、改めて皆様のご予定を伺います。

## 6. 現地指導

事務局：トイレの解体が終わりましたので、解体状況をご覧ください。下水管に接続前の便槽が残っていましたが、かなり深くまで攪乱されています。

オブザーバー：解体範囲の中で岩盤の状況を確認しておきたいですね。

事務局：解体工事時に概ね把握できました。今後の試掘調査で詳しく把握できると思います。

事務局：次に石垣修理予定箇所をご確認いただきます。皆様は、立ち入り防止柵の外からご覧ください。この竹柵も比較的好評です。

コンサル：【石垣 No. 20・21 の変形箇所と解体予定範囲】を説明

各委員：概ね理解できましたので、了解しました。根石は安定していることも把握しました。

事務局：次は石垣をネットで応急補強した箇所をご確認いただきます。まず石垣 No. 30 で、無事施工できて安心感が増しました。樹脂ネットということで石垣にも優しく、高耐久というものです。

事務局：次は二ノ丸跡の発掘現場の状況をみていただきます。試掘坑の2番にあたります。発見した礎石に高低差があり、複数建物の痕跡や時代幅があると判断できます。また、かなりの範囲に攪乱がみられます。発掘調査全体としてみると、水道管も複雑に配置されていた様子がみてとれました。

事務局：次は、石垣 No. 277 の応急補強状況です。この角度からみていただくと石垣の変形の程度が良くわかると思います。今回のネット補強で不安な部分を覆うことができました。

オブザーバー：このネット補強について、市民の意見はありますか。

事務局：特別に意見聴取したわけではありませんが、安全性が高まってよかったな、という意見はありました。蛇カゴを足元に置かざるを得なかったので、通路を半分塞いだ形になってしまいましたが、変形箇所に近づかないように柵の役割も果たしていると思います。

オブザーバー：良い取り組みをしていると思いますので、何のために設置しているのか説明するものがあるとより理解が進むと思います。

委員：是非取り組みの紹介をすると良いですね。

事務局：次は狭小箇所の地盤補強施工箇所です。以前と比較すると見違えるようです。

委員長：これは良いですね。地盤補強もできで視界も開けて、素晴らしい。しかし、この先の園路に溜まった水はどこへいくのですかね。

事務局：浸透していきますが、一定量を超えるとドッと階段部分に流れ込むのだと思います。既存水路の機能回復でかなりの水を回収できるのではないかと思います。

委員長：最後に質問ですが、解体修理予定の石垣前にまだ樹木が残っているように思いますが、まだ伐採しないのですか。

事務局：工事までには伐採いたします。

## 7. 閉会

事務局：それでは、これで終了とさせていただきます。